

よくある質問（Q & A）

登録について

Q：自主防犯団体の市への登録条件は？

A：1団体あたり5名以上で、月2回以上パトロール等の防犯活動を実施する団体です。

Q：自主防犯活動補助金を受けるには、どのような手続きが必要ですか？

A：市（くらし安全課）に「草加市自主防犯団体登録届（第1号様式）」を提出してください。その際に、「規約」、「構成員名簿」を添付してください。

なお、登録届は、初回のみ提出していただければ、その後、内容に変更が生じない限り、提出の必要はありません。

Q：団体の代表者が替わった等、登録した内容に変更が生じた場合、どのような手続きが必要ですか？

A：市（くらし安全課）に「草加市自主防犯団体登録変更届（第2号様式）」を提出してください。その際に、既に提出済みの「規約」、「構成員名簿」に変更が生じた場合は、添付してください。

交付申請について

Q：市に登録後、補助金を申請するには、どのような手続きが必要ですか？

A：市に「草加市自主防犯活動補助金交付申請書（第3号様式）」を提出してください。その際に、「事業計画書（兼）収支予算書」を添付してください。市で内容を審査した上で、**交付決定**をします。

Q：自主防犯活動補助金の事業年度は？

A：4月1日から翌年3月31日までの単年度となります。

申請が年度の途中となった場合には、交付決定日から年度末までが補助の対象となります。

実績報告について

Q：実績報告をする場合、どのような手続きが必要ですか？

A：補助金の交付対象事業が終了後、提出期限までに、「草加市自主防犯活動実績報告書（第6号様式）」を提出してください。その際に、「収支決算書」、「事業の内容が明らかになる

書類（事業報告書、写真、作成したチラシ、パンフレット、領収証及び車両運行記録等の写し）を添付してください。

なお、補助対象事業に含まれないもの（自主防犯活動に関係のないもの）については、補助の対象にはなりませんので、ご注意ください。

また、補助の対象費用について、各種ポイントカードの個人へのポイント付与は認められません。仮に各種ポイントの交換・充当で値引きを受けて購入してしまった場合は、実際に支払った金額が補助対象になりますので報告の際ご注意ください。

Q：使用した金額が交付された金額を下回った場合、どのような手続きが必要ですか？

A：戻入(れいにゆう)の手続きが必要になります。

実績報告書を提出していただいたのち、交付額確定通知書に合わせて、差額分の納入通知書を送付いたします。市金庫もしくは所定の金融機関にてお支払いください。

請求について

Q：補助金の請求をする場合、どのような手続きが必要ですか？

A：交付決定後、市に「草加市自主防犯活動補助金交付請求書（第5号様式）」、「支払金口座振替依頼書」、「通帳の写し（表紙及び口座情報記載の見開きページ）」を提出してください。

請求について(続き)

Q：補助金を代表者の口座ではなく、会計担当者の口座に振り込んでほしいのですが？

A：補助金の振込先の口座は、団体の代表者の口座でも、代表者以外（会計担当者等）の口座でもどちらでも構いません。

ただし、代表者以外の口座に振り込みを希望する場合は、代表者の委任状（「支払金口座振替依頼書」の下半分）が必要となります。

その他、ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

【担当】

草加市役所 暮らし安全課 市民安全係

電話 048-922-3607（直通）

開庁時間：平日 午前8時30分から午後5時まで